

奈良県告示第四百五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成二十七年二月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

業 者	指 定 訪 問 看 護 事 業 者 等 又 は 居 宅 介 護 事 業 者 若 し く は 居 宅 介 護 支 援 事 業 者	訪 問 看 護 ス テ ー シ ヨ ン 等 又 は 居 宅 介 護 事 業 所 若 し く は 居 宅 介 護 支 援 事 業 所	変 更 事 項		変 更 年 月 日
			旧	新	
株 式 会 社 奈 良 ケ ア セ ン タ ー は る	大 和 高 田 市 磯 野 北 町 八 一 八	ヘルパー ステーション ヨンはな	大和高田市 大字市場七 四一	大和高田 市大字岡 崎三九一 場七七四	平成二十七 年一月五日
			大和高田市 生駒市桜ヶ 丘三一五七	大和高田 市大字岡 崎三九一 場七七四	平成二十七 年一月二十 一日
ア ミ コ 京 阪 奈 介 護 サ ー ビ ス 有 限 会 社	生駒市桜ヶ 丘三一五七	アミライ フ桜ヶ丘	大和高田 市大字岡 崎三九一 場七七四	大和高田 市大字岡 崎三九一 場七七四	平成二十七 年一月二十 一日
			大和高田市 生駒市桜ヶ 丘三一五七	大和高田 市大字岡 崎三九一 場七七四	平成二十七 年一月二十 一日
有 限 会 社	生駒市南 五七	グループ ホームロ イヤルケ ア24有 限会社京 阪奈総合 保険事務 所	大和高田 市大字岡 崎三九一 場七七四	大和高田 市大字岡 崎三九一 場七七四	平成二十七 年一月二十 一日
			大和高田 市大字岡 崎三九一 場七七四	大和高田 市大字岡 崎三九一 場七七四	平成二十七 年一月二十 一日
二 三 〇 一	田原町一	グループ ホームロ イヤルケ ア24有 限会社京 阪奈総合 保険事務 所	大和高田 市大字岡 崎三九一 場七七四	大和高田 市大字岡 崎三九一 場七七四	平成二十七 年一月二十 一日

